

# 令和8年度 障害者委託訓練 eラーニングコース 委託先機関募集要項

千葉県立障害者テクノスクール

障害のある方を対象としたeラーニング（インターネットを活用した教育訓練手法）による職業能力開発の実施にあたり、本事業を受託していただける委託先機関（事業者・団体等）を次のとおり募集します。

## 1 事業の目的

職業能力開発施設等への通所が困難な障害者等に対して、eラーニングによるIT技能付与の機会を提供し、就労の機会及び職域の拡大を図り、障害者等の職業的自立を促進する。

## 2 募集訓練コースの概要等

### (1) 受講対象者

身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・その他の障害（高次脳機能障害・難病等）を有する方で、次の全ての要件を満たしている者が対象となる。

- ① 公共職業安定所に求職登録をしている方
- ② 原則、公共職業安定所長による受講あっせんを受けられる方
- ③ 職業訓練を受講することにより就労が見込まれる方
- ④ 障害の症状が安定しており、訓練受講に支障のない方
- ⑤ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者又は公的機関等による判定書、診断書や主治医の意見書等により、障害を有することの証明がある方
- ⑥ 職業能力開発施設等への通所が困難な方
- ⑦ 自宅に必要な情報通信環境を有し、パソコンの基本操作及びeメールでの通信方法を習得しており、eラーニングでの受講が可能な状態にある方

### (2) 受講者の費用負担

受講料は無料とする。ただし、受講者本人の所有となる教科書等やその他の必要経費等については受講者本人の実費負担とすることができる。

### (3) 訓練カリキュラムの要件

#### ア 訓練カリキュラム

訓練修了後の仕上がり像を明確にするとともに、就職に際し、関連する知識及び技能を習得するカリキュラムを設定すること。

## イ 在宅訓練

在宅訓練は次に従い実施すること。

### (ア) eラーニング教材

- a 在宅訓練に用いる教材は、原則として情報通信技術により構成され、かつ、提供されるものであること。
- b 障害者の雇用・就業が可能な水準のeラーニングコンテンツで、企業が求めるスキルが習得可能な内容であるとともに、ビジネスマナー等の就労に必要な職業能力付与を併せて行うこと。
- c 委託先機関が自ら作成したオリジナルコンテンツであることが望ましいが、外部企業等が提供する汎用コンテンツを使用することも可能とする。
- d 表現方法・学習形式・配信方法などを限定しないが、次の(i)及び(ii)で構成すること。

#### (i) 学習パート

講義動画、映像、シミュレーション、説明画面、音声、テキスト、視聴型、操作型、音声読み上げソフト、手話映像や字幕など、受講者の障害特性に対応していること。

#### (ii) 確認テスト

職業能力に関する科目について、適当な単位のまとまりごとにシステム上で習得度確認（以下「確認テスト」という。）を行い、確認テストの実施後は、受講者ごとに評価、採点又は判定等（以下「評価等」という。）を行い、評価等の結果提示及び当該結果に基づき、習得度の向上や応用力の習得のための指導を行い、指導内容の記録を当該受講者と共有すること。

また、確認テストは8割以上の得点に達していることで合格とし、一度不合格になった受講者も再度確認テストを受けることができるようにすること。

### (イ) 在宅訓練における措置

在宅訓練において、あらかじめ示された訓練日程計画に基づき、習熟度の向上や応用力の修得等のための措置を講ずること。また、訓練日程計画に基づき、訓練開始日から1月毎の期間において、受講する日の属する期間の翌期間分の訓練を受講することができないよう制限を設け、効果的な訓練受講及び運営を行うこと。

### (ウ) 訓練の受講管理（LMS）

在宅訓練に用いる教材は、訓練の受講管理のためのシステム（LMS）として次の各機能を備えること。なお、教材とLMSは、同一のシステム上で運用されることが望ましいが、委託先機関の適切な管理の下、複数のシステム・手段を併用することも可能とする。

#### a 訓練履歴の記録

受講者のログイン及びログアウト時刻の記録、訓練時間を暦日ごとに記録、管理できること。

#### b 訓練の進捗状況及び習得状況の記録

受講者のアクセスした教材及び訓練の進捗状況を暦日ごとに記

録・管理できること。また、教材に付随する確認テストの実施状況と成績の記録及び管理ができること。

c 訓練許可の管理

受講者に対し訓練受講を許可するコンテンツの管理（コンテンツの選択、選択されたコンテンツへのアクセス権付与、ロック及びアンロック等）ができること。

d 訓練履歴の通知

暦日毎のログイン及びログアウト時刻等について、受講者の求めに応じて、受講者に通知することができること。

e コミュニケーション

受講者からの訓練内容等に関する質問や相談に対し、適切に対応できる機能を有していること。なお、上記機能を有していない LMS である場合、メールや掲示版、インターネット会議等を用いて委託先機関と受講者がコミュニケーションを行える体制を整備すること。

(エ) 在宅訓練に必要な設備・推奨環境

受講者が一般的な設備・推奨環境で訓練が実施できる訓練コースを設定すること。

(オ) スクーリングによる面接指導

a スクーリングは、受講者の在宅理由や居住地における制約等に配慮した上で、適切な場所及び訓練効果を高める時期に設定し、集合訓練又は個別指導・面談等を実施すること。

b 原則として、月に1回以上のスクーリングを実施し、1日当たり6時間以下とすること。ただし、受講者の1月当たりの実施合計時間は5時間以上20時間以下とすること。訓練日程計画表で設定した日に、出席できない場合は、別日を設けて実施すること。

c 障害特性等からスクーリングが困難な場合は、協議の上、訪問指導により実施することも可能とする。また、障害特性等からスクーリングが困難で、かつ訪問するには相当の時間を要する等の困難性を伴う場合は、協議の上、映像付電話等の方法により代替することも可能とする。

**(4) 履修確認**

在宅訓練における「なりすまし」による不正受講を防止するため、訓練受講時に受講者本人であることを個人認証 ID 及びパスワードの入力により確認できるものを原則とする。また、個人認証 ID 及びパスワード以外にも WEB カメラ、メール、電話等により受講者本人であることを確認できることが望ましい。

**(5) 受講者の修了要件**

下記の要件の全てを満たす者について、訓練の修了を認めること。なお、在宅訓練においては、遅刻・早退、それに伴う補習・補講という概念がないものとする。

① 在宅訓練において、カリキュラムの全てを受講した者

② 所定の添削指導を修了し、当該受講者の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる者

③ スクーリングにおいて、8割以上の時間を受講した者

## (6) 運営上の留意事項

ア 当該訓練コースの開始時に開講式及びオリエンテーションを実施するとともに、訓練の修了者に対して閉講式を実施すること。原則、受講者を集合させて実施する形式とするが、スクーリングとはみなさないことから、訓練設定時間には含まない。

イ 職業訓練の受講が困難な地域に居住する者であって、移動に相当の時間と費用を要すること等により、これらの行事のためだけに集合させることが著しく経済性を欠くと認められる者及び障害特性等からスクーリングが困難な者については、協議の上、電話等の方法により代替することも可能とする。

## (7) 訓練期間・訓練時間・標準訓練時間

### ア 訓練期間

令和8年10月1日から令和9年3月5日までの間で3か月～4か月間とする。

### イ 訓練時間

月当たり100時間を標準に、下限を80時間として、総訓練時間（スクーリングを含む。）の下限を240時間とする。

### ウ 標準訓練時間

(ア) 在宅訓練においては、最小訓練単位ごとに標準訓練時間を設定し、1日当たりの標準訓練時間は5時間とすること。

(イ) 標準訓練時間には、最小訓練単位ごとの学習パート、確認テストのほか、その他説明、練習問題、習熟のための反復学習など、全ての訓練を含むものとする。

(ウ) 標準訓練時間の積算においては、土曜日、日曜日、国民の祝日及びeラーニングコースに係る関係機器等システムのメンテナンスによりあらかじめ設定した受講困難な日を除くこと。

## 3 委託先機関

受講者の雇用・就業機会の確保を図るため次の機関とする。

① 在宅就業支援団体（障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3に定める法人）

② 上記①でない場合

- ・ 在宅就業支援団体と訪問指導等を提携及び共同して実施する機関
- ・ その他の障害者の在宅就業を支援する機関と訪問指導等を提携及び共同して実施する機関
- ・ 障害者の在宅就業等に関する支援の実績がある機関

## 4 委託内容等

以下の業務を委託する。

- ① 職業訓練の実施及び訓練の実施及び就職支援の実施
  - ・ 受講希望者の募集
  - ・ 開講式（オリエンテーション含む）及び閉講式の実施
  - ・ eラーニングによる在宅訓練
  - ・ Learning Management System（LMS）による訓練の受講管理
  - ・ 訓練期間中における受講者の訓練サポート
  - ・ スクーリングによる集合訓練又は個別指導・面談等の実施
  - ・ 訓練修了後の就労支援等の実施
  - ・ その他eラーニングコースの実施に伴う業務（在宅就業支援団体等との提携・面接指導の共同実施を含む）
- ② ①以外の次の業務
  - ・ 受講者の訓練受講状況の管理（本人確認を含む）及び指導
  - ・ 訓練実施状況の把握及び適切な方法による添削指導及び面接指導
  - ・ 受講者の能力習得状況の把握及び報告
  - ・ 災害発生時の連絡
  - ・ 受講者の中途退校に係る事務処理
  - ・ 受講者の就職状況の把握及び報告（終了後1か月後・3か月後）
  - ・ 個人情報に関する事務
  - ・ その他千葉県立障害者テクノスクールが必要と認める事項

## 5 受講可能人員

定員2名

## 6 委託料等

### (1) 委託料

#### 原則、受講者1人当たり、上限70,400円/月（税込）

※ 合計見積額は、上記単価に受講月数を乗じ、それに受講人数を乗じたものとする。（委託料には、eラーニングコンテンツ費、管理事務費、訪問指導費等の全てを含む。）

※ スクーリング又は訪問指導等を他の機関と共同又は他の機関に再委託して実施する場合は、委託料のうちから当該面接指導に係る経費を、書面により約定した上で、委託先機関が再委託先機関に支払うことができることとする。

### (2) 就職支援経費

#### 対象となる就職者1人当たり、22,000円（税込）×訓練月数

※ 対象となる就職者は、訓練修了日又は就職のための中途退所の日翌日から起算して3か月以内に、雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）として内定若しくは雇用された場合又は雇用保険適用事業主となったものをいう。

※ 労働者派遣事業による派遣の場合は、対象期間内に派遣先に就業した場合。

※ 障害福祉サービス（就労継続支援事業A型等）による雇用は対象外。

### (3) 障害者向け訓練支援機器貸借費

委託先機関が訓練の実施期間中に、障害を補うための職業訓練支援機器及びソフトウェアを賃貸借契約及び使用許諾契約により用意して障害特性に応じた訓練を実施した場合に、障害者委託訓練を受託した機関に支払う障害者向け訓練支援機器貸借費（実費）は、1訓練当たり55,000円（税込）を上限に支給する。ただし、年度内に複数回の訓練を実施する場合、同一委託先機関につき、年度内の上限は55,000円（税込）までとする。障害者向け訓練支援機器貸借費の対象となる機器等については、委託先機関が受講者に無償で貸与又は利用させるものに限ることとし、本事業以外の事業のための使用を禁止する。

なお、この訓練支援機器貸借費を利用するにあたり、事前に準備する書類及び支給対象外の賃貸借契約先もあるので、利用する場合は事前に相談すること。

### (4) 委託料及び就職支援経費の支払いについて

委託料については、訓練終了後、実績により支払いを行う。

また、委託料及び就職支援経費は、受講者の中途退所等により減額される場合がある。

## 7 応募資格

提案の日以降、次の要件を全て満たしている者とする。

- ① 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ② 次のいずれにも該当しないこと。
  - ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者。
  - ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者。
  - ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者。
  - ・ 提案の日から審査結果の公表の日までの期間について、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止の措置を受けている者。
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団または同条第 6 号に掲げる暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者。
  - ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者。
  - ・ その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと千葉県が判断した者。

## 8 応募方法

### (1) 応募書類

以下の必要書類を提出すること。

様式番号	様式名
様式1	障害者委託訓練提案書（eラーニングコース）
様式2-1	法人等の概要
様式2-2	訪問指導等を提携・共同して実施する団体等の概要（※）
様式3	訓練科目及びカリキュラム等（eラーニングコース）
様式4	提案確認事項（eラーニングコース）
様式5	実施運営体制表（eラーニングコース）
様式6	訓練日程計画表
—	誓約書

（※）訪問指導等を在宅就業支援団体等に再委託する場合は、様式2-2を提出する。

## （2）提案様式

千葉県立障害者テクノスクールのホームページに様式を掲載

【掲載場所】 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kg-shougaiasha/itaku.html>

## （3）応募期間及び提出先

### ア 応募期間

令和8年5月7日（木）～5月29日（金）

郵送の場合は当日消印有効とする。

### イ 応募方法及び提出先

① 様式2-2及び誓約書以外：電子メールで提出

電子メール送付先：[csg-itaku@pref.chiba.lg.jp](mailto:csg-itaku@pref.chiba.lg.jp)

② 様式2-2及び誓約書：郵送

送付先：〒266-0014 千葉市緑区大金沢町470

千葉県立障害者テクノスクール

相談支援課 委託訓練担当宛て

## 9 委託先機関の選定

提案書類に基づき、審査会、採点表による評価を実施し、基準を満たした1機関を委託先機関として選定する。

## 10 その他

（1）提出された書類等に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

（2）提出された書類等は返却しない。

（3）受講者の選考方法は、書類選考、面接試験によるものとし、面接試験については、千葉県立障害者テクノスクールの求めに応じ、必要な協力を行うこと。

（4）応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

## 11 問い合わせ先

千葉県立障害者テクノスクール 相談支援課 委託訓練担当

〒266-0014 千葉市緑区大金沢町470

TEL：043-291-7744 / FAX：043-291-7745

メール：[csg-itaku@pref.chiba.lg.jp](mailto:csg-itaku@pref.chiba.lg.jp)